### PART-4:知財(IP)戦争とは言語の戦いである

# 「特許明細書」は、世界へ開示されることで 様々なリスクを抱えることになる

#### -- IP(知的財産)戦争とは、詰まるところ言語の戦いである--

2013年4月、一般社団法人発明推進協会から、このままでよいのか日本「特許明細書」を出版させて頂いた。日本の「特許明細書」は、世界で戦える武器となるのであるうか、という素朴な疑問が出発点であった。 読者の反応は様々であったが、お叱りの方が多かった。

J.

①特許は「言語のゲーム」と言われるように発明技術の全てを文章で説明するには限界がある、ということが理解されていない。②クレームを書いたことがない人が特許明細書を読めるわけがない。③具体的な解決策が示されておらず日本特許明細書を貶めるだけで、実際の仕事には役に立たない等。

どうやら特許は、素人が口出しできるような簡単な世界ではないらしいことは理解できた。読者が求めていたのは、安易な問題提起、批判では無く、明確な答え、つまり強い特許明細書の「作成ノウハウ」、つまり『作成マニュアル』であったようだ。

しかし、その後も性懲りもなく機会ある度に、しつこく、くどく、相変わらずの能書きを垂れてきた。だが、聞いてくれる人は限られている。どうも、日本人は言語や文書(ドキュメント)に対して関心が薄いようである。この無関心が文書の品質管理をおざなりにしているとしか思えない。

日本国内での特許係争は最終的には話し合い(談合)で落とし込めることが出来る。 しかし海外との特許係争となれば「文書」が決め手となる。日本企業が海外での特許 係争に戦わず「和解」するのは、詰まるところ海外へ出願する特許明細書の「文書品 質」に問題がありそうだ、という考えは今でも変わらない。

特許は、独占権利を一定期間得る代わりに発明の情報は開示することになっている。

これは多分世界共通の原則であろう。したがって、発明の内容がバレないようにできるだけ霧のなかに包んだ形の曖昧な文章で記述するという態度は、そもそも、特許理念に反し、「特許法」に違反していることになる。

特許を取得したいという欲望と、発明の内容はできるだけ隠しておきたいという願い は両立しない。発明を隠しておきたければ、特許出願をしなければいいだけの話であ り、ことは極めて単純である。特許を取りたければ、日本の特許法でも米国の特許法 でも同じように定められているように、発明は分かりやすく開示されなければならない。

二つの相反することを両立させようとすることは、ビジネスの世界でありえない。世の中そんなにうまい話は無い。このような単純にして明らかな事実に対して、発明の内容がなるべく分からないように意図的に、曖昧に記述するということが意図的に行われているのなら、何故そのような愚かなことがされているのか理解に苦しむ。

要するに日本人は、世界へ「物・事・考え」を伝えるに分かりやすい<u>論理的に展開された文書を作成するのが苦手である</u>からだと思う。決して意図的に分かり難く書いているわけでないと信じているが・・・・。





## 1.日本の特許明細書は、世界で通用するのか

#### ―ガラパコス化した日本特許明細書―

米国の特許明細書を読み、日本の特許明細書を読んでいると、米国のそれは、他人様を説得すること、すなわちこの発明はこんなに凄いのだ、と理解してもらうことに尋常ではない努力が払われている。彼らは、他人への親切心から丁寧に説明しているわけではない。欧米人の思考は、イチかゼロかの世界だから、理解してもらえなければ、それはイコール「敗退」を意味する。特許明細書といえども、それは一つの「プレゼンテーション」であり、大げさにいえば、自分の存在をかけた舞台だから、できるだけ丁寧に、これまでの技術と違うところ、どういうところに利用価値が有るのかを説明しているだけで、彼らは人様のために気配りしているわけではない。

#### ―技術移転がなぜ上手く行かないのか(PART-2)で述べたことの繰り返し一

米国特許明細書には、なぜこの発明をしたのか、その「理念」「目的」「背景」そして「比較」「改善」さらに「方針」及びコンセプトの記述から書きまくっている。其の技術の「歴史」までも書き込むのである。

更に、現時点までの状況(事実)の描写と問題点、課題の摘出を的確にしている。要するに先行技術の調査がキチンとされている。だからレファレンス(先行技術調査資料の提示)が多いのである。更に、摘出した問題点、課題に対する対策、改善の記述を従来技術と比較して「メリット」をしつこく書く。更に、対象とする分野(方面)を定め、具体的な展開を記述する。実施計画、実施例などを詳細に記述して、展開結果の予測まで入れる。

一方、日本で行われている特許出願の目的は、そのほとんどが、特許を取得することにあり、それが達成できれば、そこで「仕事」は終わったことになる。特許を取得するためには特許庁の審査官を納得させればいい。特許明細書を作成するとき、頭に浮んでいる顔は審査官だけのようだ。特許の理念も、役割も、義務も、気にしない。そこで何が生じているのか?文書は形式が整っており、その中の記述は出願代行者(明細書作成者含む)と審査官の間でだけ通じればよいものとなる?即ち「日本特許村」という特殊な村社会の中での「儀式」が通じればよい、ということだろうか。(篠原泰正レポートから引用)

## 2.文書(Documents)への関心が薄い日本人

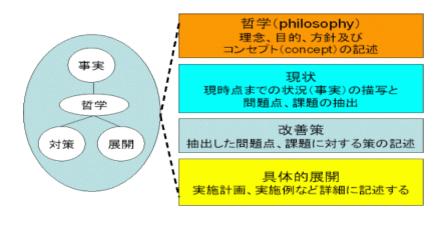
日本は製品の生産方法や品質では世界の頂点に立つことができた。しかし、そのことを説明するために必要な「文書」については、誰もカイゼン(改善)に取り組んでこなかった。そのため論理的に記述するには、どのように書くべきかの「文書作成マニュアル」が存在しない。

更に言えることは、我々日本人は、言語に無神経、あるいはその重要性を認識しないで済んでいる。これは、島国で日常的に多言語に接しなければならない環境にないことが、その要因と考える。日本の外に一歩出ると誰も理解できない不明瞭な日本語で、発明から製品まで、生産方法から社会システムまで、記述し続けるならば、企業として、日本国家として、日本は莫大な損失を止める事はできない。

文書(Documents)とは自分の主張を、あるいは事実(現状)を受け取り手側(読み手)へ理解して得るためのツールでもある。つまり、受け取り手側から賛同を得るために、あるいは受け取り手側を味方にするものである。一方、争いになれば争点を明確にさせることで揉め事が早く解決できる。

特許の理念は世界の共通意識であっても、その経営は各国独自のはずである。しかし、特許出願したからには発明を明確に開示する義務がある。開示したくなければ特許出願をせずに守秘する方法を考えれば良い。これが世界共通の意識であると考える。

知的財産のグローバル化を唱えるならば「言語・文書」と言う本質的な問題点を避けては通れないと思う。知財関係者の皆さんへのお願いだが、この問題を取上げて忌憚のない議論をされることを望んでいる。



# 3.技術は文明である、技術の説明は「文明言語」で行う

特許明細書は「発明技術の説明書」である。米国では、単に技術文書の一つであり、より限定すれば英語での表記(Patent Specifications)とおり、発明に関する仕様書との位置づけである。

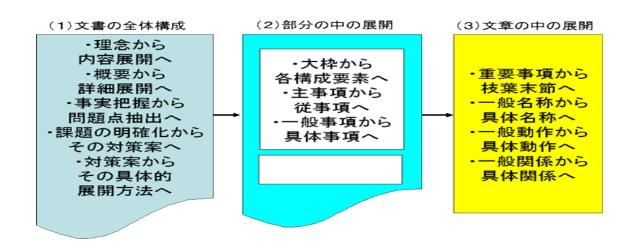
特許明細書は「技術文書と法律文書が入り混じった何やら難しく特殊な文書である」 という誤解があるようだ。特許明細書は、技術用語と法律用語を駆使した特殊で難しい書き物であると言う誤解は今すぐに解くべきである。

つまり特許明細書は、発明技術の説明書であるから文才は要らない。「**文明用語」で** 事実を伝えるだけで、基本的に「文化用語」を使う必要はない。

例えば科学技術の世界において、電気の流れは民族と文化に関係なく、どこにおいても同じ原理で流れる。どれくらいの容量の電気が、どこで生まれ、何を通して、どこからどこへ、どのようなタイミングで、何のために流されているのかは、英語でも日本語でも正確に同じに記述できるはずである。

違いは、使われる文字と、記述の順序と言葉(単語)だけであり、これらは問題なくそれぞれの言語に転換できるはずである。

日本語を他言語へ翻訳する場合も、普遍的である文明の言語(文明日本語)で論理 的に明快に、分かりやすく、やさしく記述されていれば異なる言語の間での翻訳は、 比較的容易な作業となる。



## 4.アメリカ様と日本の特許明細書の違い

#### ―日本特許明細書と米国特許明細書を読み比べてみる―

米国特許明細書を眺めていると、そのもっとも異なる点は、日本では自分の発明のことしか書いてなく、米国のそれは、全体の中の自分の発明の位置づけを、しっかりと記しているところにある。

米国で権利を取りたいと願うならば、「アメリカ流」に特許明細書を仕立てて取得しておかないと、いざ争いになったときに何の役にも立たない。自社製品に組み込まれている自社発明の技術を他社が勝手に(つまりローヤルティも払わずに)組み込んでいると文句をつけても、あるいはその反対に、相手から侵害していると訴えられても、アメリカ流のドキュメントに仕立てられていなければ争いは限りなく不利になるはずだ。実際、巷のうわさでは日本企業は大変な苦戦をしていると聞く。何も米国に限ったことではない。中国でも同じことが言える。

例えば米国で侵害裁判になった場面を考えてみる。裁判では、裁判官とか陪審員の 心証をよくすることは必須の要件であるから、スイスイと興味深く読める文書の存在 は大きい。反対に何が書かれているのか、何度!読み返しても分からない文書では 興味が沸かない。意味不明の文書が証拠として出されても、「あなたの言うとおり!」 と賛成してくれる人は居ないだろう。

例えば、ライセンス収入で稼ぎを実現するには、買い手に特許(発明)の価値を認めてもらわなければならないから、スイスイ読んでもらって、"なるほどこれは銭を出す価値がある"、と思わせなければならない。では、どうすれば良いのか。

基本的には、かつて製品開発で日本企業が欧米の製品から学んだように、米国企業が取得した明快な特許明細書をお手本にして、それに対してリバース・エンジニアリングをかけ、その文書構成を解体し学び、同じように強い特許明細書に仕立て上げることは可能である。文書作りにかけては、欧米社会は日本と比べて先へ行っており、真似(リバース)するのがもっとも手っ取り早い方法であると考えている。

(1)米国に日本から出願されている特許明細書には、記述内容に不明確なものが多く、権利の主張に役立つかどうか極めて憂慮すべき状態にある。

- (2)なぜ不明確なのか、その原因の最も大きな要素は、国内用に仕立てられた特許明細書から直接、英語に翻訳されて米国の特許明細書が仕立てられていることにある。
- (3)さらに、特許に関する考え方が、米国と日本では異なるところがあるという事実に、注意が払われていないらしいことも、明快性を欠く原因の一つとして考えられる。特に、発明の権利の主張の仕方が異なるという、本質的な差異の認識が食い違っているようだ。
- (4)さらに、不明確な特許明細書となっている原因の一つに、出願件数が企業の処理能力を超えていることを挙げなければならないだろう。一言で言えば、あまりにも件数が多いので、文書の品質検査が不十分な状態で出願されていることが多々見られるようである。
- (5)米国企業が出願した特許明細書、取得した特許明細書は、インターネットでほとんどが公開されているにもかかわらず、日本の知財関係者にはあまり読まれていないらしい、という懸念もある。
- (6)日本社会全般の問題として、「文書」というものが極めて重要であるという認識の差が欧米社会と比べ余りにも大きい。
- (7)言語の問題としては、日本語の本質として、論理的に厳密に記述するには適さない言語であるという事実も無視できない。しかし、このことは、日本語で論理的に記述できないということではなく、言語の弱点を認識してそれを克服していく努力がなされてこなかったことを意味する。
- (8)さらに、日本の社会の文化的な面で、あからさまに主張することが嫌われるという 伝統が、明快な文書を作り上げる上で、障害であり続けていることも影響しているか もしれない。(篠原泰正レポートから引用)

【レポートの続き】: 米国特許明細書と日本特許明細書を読み比べてみたは、こちらから



### 発明くんが、言いたいこと!

他人の理解が得られやすい文章とは論理的に展開されており論理的に記述された文章で構成されている。論理的に適した言語は、残念ながら英語である。その対極にあるのが日本語である。だからといって悲観することはない。幸いなことに技術の説明は「文明の言葉」であるから文才は不要である。必要なのは論理的に考えられろ「論理力・展開力」と明快に分かりやすく誤解無く読める文章力である。つまり、第二母語として、「文明日本語」を持つことである。

【関連資料】: 言語の構造から学ぶ英語学習法「英語の読み書き基礎講座」は、<u>こちらから</u> https://www.ipma-japan.org/kisokouza/kisokouza.html



## 5.権利範囲の広い「請求項(クレーム)」が作れない理由

古き友人である弁理士さんから教えて貰ったことがある。"日本は、一件の特許出願に対して一つの発明という制度(単項制)を採用してきた歴史がある。そのため請求項の記述は「発明の限定主義」となり、競合会社の参入障壁(特許網)をたくさん作る必要がある。その為には早期出願と出願件数が優先される、という事情があった。一方、米国は、多項制を採用しており請求項の記述は「発明の囲い込み主義」である。一件の出願で入念な権利の囲い込みがされている。米国特許は基本を成すシンプルな発明であっても請求項への書き込み量が多い"と。

権利範囲の広い請求項とは、発明を特徴つける最小限の「物」、「工程」、「特徴」を記述したもので、適切に相互関連を持った部分や部品の最小限のセットである。すなわちそのセットが発明を形づくっていると定義されている。従って「広い」という表現より「強固」といったほうが適切と考える。上位概念の技術用語(専門用語)を使えば済むという単純なものではない。

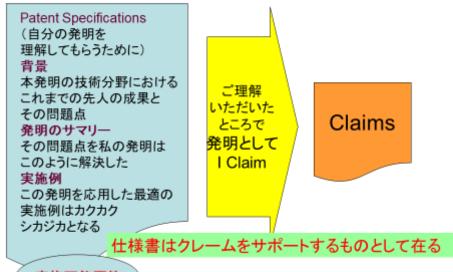
特許明細書で発明を丁寧に説明して、ご理解をいただいて、故にこのように発明の権利を請求いたします、というのがしきたりであると思う。このような粗製濫造の特許出願で世界各国を煩わしていることを、企業の経営者幹部は知っているのだろうか. 特計出願数と取得数だけを誇るのであれば、まさに「多かろう、悪かろう」ということだ。

例えば「日本の特許明細書(請求項を含む)と米国のPatent Specifications(Claims inc luded)は同じものではない」この基本事項すら理解していないのでは?米国のクレームシステムは境界型で主張するシステムである。つまり発明権利の囲い込みである。日本は発明の本質だけをグダグダと述べ、肝心の「発明権利の囲い込み」はしていない。自国の特許法に詳しい人の盲点は、自国の法の基盤にある原則は、他国のそれ同じであると思い込むことである。

確かに特許明細書の中にある【特許請求の範囲】(クレーム)】は、発明の権利を主張する文書であるから特許法で規定されている。しかし、明細書部分を読んで理解いただいた処で「アイ・クレーム」となる流れであるから明細書部分は分かり易い普通の文章で書かれている。【クレーム】を除けば特殊な文章は無い。

Seminar Nihon-ir 200810 ©S.Tamai

#### 特許仕様書の現状 米国の特許仕様書とクレームの関係

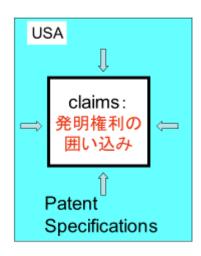


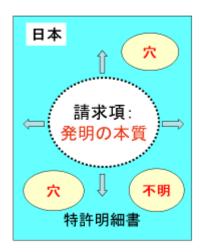
実施可能要件

(出典:篠原泰正)

Seminar Nihon-ir 200810 © S.Tamai

日米の特許明細書/クレームの取り方 Patent Specifications と 特許明細書の違い





(出典:領原泰正)

## 6.機械翻訳ソフトの支援が受けられる「平明日本語」で書く

知的財産化とは、発明、ノウハウ、システム、製品といった知的資産を文書(Docum en ts)にして書き残すことである。ただし誰もが理解できる平明な文書が求められる。

いま外国出願で抱えている問題は、多義的で曖昧な「日本特許出願明細書」から「忠実翻訳」された日本特有の英語、つまり「和製英語(ジャパングルシュ)」が、英文特許明細書の文中に含まれていることである。 "伝わる英語へ翻訳するのが翻訳者の仕事だろう"と翻訳者へ責任を押し付けられても、それは困る。曖昧で意味不明の日本語表現であれば、どんなに翻訳者の腕がよくても英語(オープンイングルシュ)へ翻訳することは難しい。翻訳しやすい日本語表現に整えて翻訳依頼するのが依頼者側に求められる最低の「マナー」でもある。

翻訳者は翻訳ソフトを使いこなし、翻訳知識と経験を吹き込む。 英語型に近い日本語で書かれていれば、翻訳者は翻訳ソフトの支援を受けながら万全の翻訳作業を進めることができる。翻訳仕事はデジタル技術とアナログ知識の合体(融合)作品である。文法に則った文書は人にわかり易い。文法に則った文章は翻訳ソフトに優しい。 それは翻訳ソフトにとって記憶し易い、分析し易い、訳し易いということである。

機械翻訳ソフトで70~80%の翻訳品質が得られれば翻訳作業の生産性は飛躍的に上がる。あとは翻訳者の知識と経験を吹き込んで 100%の翻訳品質を目指せばよい。翻訳ソフトで得た翻訳は、腕の良い翻訳者であれば、正しく翻訳された単語や文節部分(使える)と、誤って翻訳された単語や文節部分(使えない)を判別することができる。誤訳された単語や文節を正しく修正しての辞書を構築していけば社内の「翻訳の知的基盤(インフラ)」は飛躍的に充実(育つ)し、翻訳品質は劇的に高まる。

プロ翻訳者の手によって万全に仕上げられた、この「英文特許出願明細書」を世界各国へ出願する「<u>基準特許明細書」</u>にすれば良い。この「基準特許明細書」を各出願国の現地代理人へ渡せば各国間のバラツキは少なくなる。

世界の共通語である英語と互換性が取れる日本語で書けば、翻訳ソ フト(AI)の支援が受けられる。何故なら 英語は極めて構造的であるからだ。この英語の利点を我々日本人は大いに利用すべきである。

英語と互換性のある日本語を書くことに慣れてくれば知財従事者の英語力と論理力

は格段とアップしていく。「グローバル知財」で活 躍ができる「知財人材」が育つこと 保証つきである。

"最近の特許明細書は改善されている"、という反論を頂いている。確か に改善は成されているが、その数は極めて少数である。この御意見に対して、経験豊かな中国人 弁理士と中国人翻訳者に聞いてみた。

聞き取った先生方の言い分は"柔軟な日本語は 外国人が理解するのに、とても難しい。正しく翻訳されないリスクは大きいが、翻訳者に全ての責任を押し付けられても困る"と。更に"自分たちが習った日本語は一定のルールがあった。ところが最近の日本語は日本語として成立していない。ただ日本文字を羅列したとしか思えない特許文章がところどころに見受けられる。これはとても悩ましい問題である。せめて海外へ特許出願する案件は、他言語への翻訳ができる平明な日本語へ改善されるべき"という忌憚の無い率直な意見をもらっている。

【関連資料】: 知財文書の品質を高め、「知財コスト」を劇的に削減する方法は、<u>こちらから</u>https://www.ipma-japan.org/files/contents037-01.pdf

